

楽器の借用に関わる規約

すず吹奏楽団

本規約は、団員が団の管理している楽器の貸与を受ける際の規約である。

借用を受ける者は、規約を守り団並びに他の団員に迷惑をかけないように努めること。

1) 楽器の借用について

団員は、活動を行っていく上で必要に応じて団の管理している楽器を借用することが出来る。

2) 楽器の借用する際の手続きについて

借用を受ける団員は団に『楽器借用願い』を提出し許可を受ける。

3) 楽器借用の期間

楽器の借用は月単位で行い、年度初めに更新する。

4) 楽器の管理について

借用中の楽器の管理は個人の責任において行う。

借用中のメンテナンスに関わる費用は利用者が負担する。

借用中に事故、故障があった場合は事務局まで連絡する。

借用中の事故、故障があった場合の修理費は利用者が負担する。

5) 楽器の返却について

返却する際は、整備を行い事務局の確認を得る。

整備にあたって修理が必要な場合は必ず修理を完了してから返却する

平成26年4月13日 制 定

令和7年4月21日 一部改訂